

ュータのハードウェア保険及びシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第14節 街区災害対策

[総務課、産業建設課]

街区の健全な発展と秩序ある整備を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進するため、地域地区の指定、街区の基盤施設の整備、防災拠点等の整備、街区の整備、建築物不燃化を図るものとする。

1. 地域地区の設定、指定

(1) 用途地域の設定

用途混在による環境上、防災上の阻害要因を排除するため、適切な用途地域を定める。

(2) 防火地域、準防火地域の指定

街区における火災を防止するため、防火地域、準防火地域を指定し、建築物に対する規制を強化する。

2. 街区基盤施設の整備

安全を確保するため、次の基盤施設整備事業を推進する。

(1) 道路の整備

交通を処理するとともに、避難路、延焼遮断帯、緊急輸送路、消防用道路等の街区防災上の機能を高めるため、道路整備事業を推進する。

(2) 公園緑地の整備

街区のやすらぎの確保とともに、指定緊急避難場所、避難路、延焼遮断帯の街区防災上の空間の確保のため、公園の整備及び外周部の植栽緑地化事業を推進する。

(3) 公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、街区の浸水を防止するため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修事業を実施する。

3. 防災拠点施設整備事業

安全な街区環境の実現を図るため、防災拠点施設、臨時ヘリポート等の活動拠点及び備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策に必要な施設の整備事業を推進する。

4. 建築物不燃化対策

安全な街区環境を実現するため、建築物の不燃化を図る。

(1) 公共建築物の不燃化

庁舎、学校、病院等の公共建築物の不燃化を図る。

(2) 耐火建築物の建設促進

耐火建築物の建設を促進するため、融資制度の周知徹底を図る。

第15節 要配慮者等安全確保対策

[産業建設課、住民福祉課]

災害に備えて、地域住民の中でも特に要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、要配慮者の支援体制の整備、避難誘導体制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。

第3章 災害予防計画

その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1. 要配慮者関連施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者関連施設の管理者は、施設の耐震性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。
- (3) 要配慮者の基準
 - ア ひとり暮らしの高齢者（75歳以上）
 - イ 介護認定者（要介護3、4、5）
 - ウ 高齢者のみの世帯（75歳以上）
 - エ 身体障がい者（児）（身体障害者手帳1種）
 - オ 知的障がい者（児）（療育手帳A判定）
 - カ 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）
 - キ 難病指定患者

2. 要配慮者の支援体制の整備等

- (1) 村は、災害対策基本法に基づき、地域に居住する避難行動要支援者（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）の把握に努めるものとする。

また、村は、本計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成しなければならない。

- (2) (1)の名簿に記載する事項は次のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等を必要とする理由
- キ その他避難支援等の実施に関して村長が必要と認める事項

- (3) (1)の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。

- ア 名簿に登載する者の範囲は、次のとおりとする。

- (ア) 要介護認定3～5を受けている者
 - (イ) 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害者のみで該当する者は除く）
 - (ウ) 療育手帳Aを所持する知的障害者
 - (エ) 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - (オ) 村の生活支援を受けている難病患者

- イ 名簿作成に関する関係課の役割は次のとおりである。

総務課：避難行動要支援者台帳の管理

住民福祉課：避難行動要支援者データ作成と更新

ウ 名簿作成に必要な情報の入手方法は次のとおりである。

(ア) 氏名、生年月日、性別、郵便番号、住所又は居所、電話番号等連絡先、避難支援等を必要とする事由

(イ) 村職員の訪問調査により説明をして、同意書で情報を入手する。

(4) (1)の名簿を作成するに当たり、村長は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、同意が得られた避難行動要支援者に係る(1)の名簿を佐井消防分署、佐井村消防団、大間警察署、民生委員、村社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとする。この際、村長は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏洩の防止のために必要な措置を講じるよう求める。

(5) 村は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者一人一人に対応した支援計画を策定しておく。

(6) 村等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して要配慮者の安全確保に関する普及・啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。

(7) 村等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

3. 避難行動要支援者の情報伝達体制及び避難誘導体制等の整備等

(1) 村は、避難支援等に携わる関係者として本計画に定める消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じるものとする。

(2) 村は、避難行動要支援者名簿について、居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(3) 村等防災関係機関は、被災した避難行動要支援者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(4) 要配慮者関連施設における支援体制等の整備

ア 要配慮者関連施設の管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

イ 要配慮者関連施設の管理者は、平時から村、防災関係機関、福祉関係者及び近隣住民等との連携を密にし、災害時における要配慮者の避難生活環境や避難誘導体制の整備を進める。

(5) 避難所における連絡体制等の整備

村は、避難所における要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

(6) 応急仮設住宅供給における配慮

村は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

(7) 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備

されるよう努める。

第16節 防災ボランティア活動対策

[住民福祉課]

地震・津波災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1. 関係機関の連携・協力

村は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平時から地域団体、NPO等のボランティア団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討する。

2. 防災ボランティアの育成

村及び村教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部佐井分区、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3. 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、村、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4. 防災訓練等への参加

村は、村教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部への防災訓練等への参加を呼び掛けるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、村、村社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の高揚を図る。

5. ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平時から県、県教育委員会、村及び村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

6. 防災ボランティア活動の環境整備

村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社青森県支部、村社会福祉協議会やボランティア団体との連携を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。その際、平時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入や調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。